

## 2 盛土等工事に対する許可・届出への対応状況

### (1) 許可工事への対応状況

#### ア 許可申請に対する対応状況

##### 【制度の概要】

盛土規制法に基づく規制区域内において、一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要<sup>48</sup>とされている（第12条第1項、第15条第2項、第27条第1項、第30条第1項及び第34条第2項）（資料2-(1)-①）。

また、盛土規制法の施行における留意事項をまとめた技術的助言では、盛土等に関する工事の許可に係る事務の処理期間について、宅地造成及び特定盛土等においては、原則として申請のあった日から30日以内、土石の堆積においては、原則として申請のあった日から14日以内とされており、これを踏まえ、都道府県等において、適切な標準処理期間の設定<sup>49</sup>を行うこととされている。

##### 【調査結果】

実地調査の対象とした34都道府県等（14県20市）のうち、調査時点で盛土規制法の運用を開始している33都道府県等（13県20市）のほか、当該13県から盛土規制法に基づく許可・届出に係る事務・権限が移譲されている3市の計36地方公共団体（13県23市）について、許可手続の処理期間を確認したところ、標準処理期間を設定している33地方公共団体（13県20市）のうち、6地方公共団体（2県4市）における計21件で標準処理期間を超過して処理が行われている手続がみられた。このうち、最も標準処理期間を超過している手続について、当該6地方公共団体（2県4市）に対し、その理由を聴取したところ、全てが「申請者による書類不備に伴う対応待ちによるもの」であり、その一因として、盛土規制法への対応に伴う申請者側の混乱や、許可申請に伴う提出書類の多さによるものとの意見があった。

また、36地方公共団体（13県23市）に対して、許可手続を進める上で苦慮している点や工夫している点を聴取したところ、上記6地方公共団体（2県4市）以外からも、申請者との間で、多大な提出書類の確認を行う負担が大きいとの意見があったほか、許可工事における技術的基準や提出書類の運用について、都道府県等の裁量に委ねられている部分が多いことから、許可に係る判断や、都道府県等間の運用の違いから生じる申請者への説明に時間を要しているとするものがあり、その改善方策として、他の都道府県等における運用状況や効率的な運用に資する情報の共有を求める意見・要望があった<sup>50</sup>（表2-(1)-①）。

<sup>48</sup> 許可又は届出を要する盛土等工事について、以下「許可工事」又は「届出工事」という。

<sup>49</sup> 行政手続法（平成5年法律第88号）第6条では、標準処理期間の設定は努力義務とされている。

<sup>50</sup> その他、本調査において得られた国に対する許可手続に係る意見・要望については、資料2-(1)-②及び③に整理した。

表 2-(1)-① 他の都道府県等における運用事例等の共有を求める主な意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	<p>許可手続における提出書類及びその確認資料のうち、特に資力・信用を確認するための書類は都道府県等の裁量に委ねられている部分があり、都道府県等ごとに運用が異なっている。このような中、近隣の都道府県等にも同様に許可手続を行う申請者から、その差異について理解が得られないケースがあり、その説明に時間を要するなど、審査事務の負担となっている。</p> <p>少なくとも、近隣の都道府県等における運用方法・考え方の共有が図られれば、効率化の余地があるのではないかと。(市)</p>
2	<p>許可手続において、申請者との間で、多大な添付資料の確認事務が負担となっているが、同一事業者が何度も許可申請を行うケースや、他部局に同一の資料を提出している場合は添付不要にするなど、運用改善の余地があればその方法を教えてほしい。例えば、指名登録業者であれば、契約部局に対して提出済みの資料は、改めて提出を求めないことなどが考えられる。(市)</p>
3	<p>許可手続において、例えば、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第3条第1号に規定されている「高さが1メートルを超える崖」の「高さ」に元地盤を含むか否かの解釈など、都道府県等の裁量に委ねられている部分が多く、その適用に際して地方整備局等に照会しても、「都道府県等による」として、一般論による回答にとどまってしまうケースが多いため、判断に時間を要してしまう。定期的に、都道府県等の中で具体的な運用状況を共有できる場を提供してほしい。(市)</p>
4	<p>盛土規制法で求める技術的基準を補足する「盛土等防災マニュアル<sup>51)</sup>」及び「盛土等防災マニュアルの解説<sup>52)</sup>」の技術的基準は、一般化されていない複雑な内容であるが、十分な説明がなく、かつ「望ましい」など推奨される旨の表記になっている。盛土規制法担当部局は、事業者に対し、これらマニュアル等を基に指導を行っているが、これらマニュアル等には十分な説明が記載されていない上、推奨される旨の表記にとどまっており、事業者にとどの程度まで遵守させるべきか分からないため、説明に苦慮する場面がある。盛土等の安全確保のために必要な技術的基準であれば、具体的な指導ができる一般化された内容かつ義務的な表記にしてほしい。(市)</p>

(注) 当省の調査結果による。

他方、審査業務の効率化のため、都道府県等の裁量の中で、工夫した取組を行っている状況もみられた(事例2-(1)-①)。

<sup>51)</sup> 盛土規制法の施行における留意事項をまとめた技術的助言の添付資料のうちの一つ

<sup>52)</sup> 令和5年11月に(株)ぎょうせいが発刊した冊子。国土交通省都市局都市安全課が構成員として含まれている盛土等防災研究会が編集している。

事例 2-(1)-① 審査業務の効率化に向けて、工夫している取組の例

No.	事例の概要
1	典型的な構造の擁壁であれば、申請者において擁壁の構造計算に標準型を使うことができ、その場合は計算書の提出を不要としている。(市)
2	審査の難易度が高い事案等においては、専門機関等から技術的な面や審査の手法等に関して適切な助言等が必要な場合もあることから、一般社団法人地盤品質判定士会と協定を締結して、必要な事案においては、事前相談を行ったり、審査の段階で助言を受けられたりするようにしている。(市)

(注) 当省の調査結果による。

## イ 「みなし許可」事案への対応状況

### 【制度の概要】

盛土規制法に基づき指定する規制区域内で行われる宅地造成又は特定盛土等について、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可<sup>53</sup>を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなす（以下「みなし許可」という。）こととされている（第15条第2項及び第34条第2項）。

他方、都市計画法では、同法第29条第1項又は第2項に基づく開発許可の申請があった場合において、当該申請に係る開発行為が同法に規定する基準に適合しており、かつ、その申請手続が、同法又は同法に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならないとされている。また、当該基準の1つとして、「地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域<sup>54</sup>内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること」とされており、この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が盛土規制法に基づき指定する規制区域内の土地である場合、開発行為に関する工事<sup>55</sup>の計画が盛土規制法に基づく技術的基準（第13条又は第31条）に適合している必要があるとされている（都市計画法第33条第1項第7号）。

### 【調査結果】

盛土規制法に基づき指定する規制区域内で行われる宅地造成又は特定盛土等について、都市計画法に基づく開発行為の許可申請があった場合、都道府県等の都市計画法担当部局、又は都道府県から同法第29条第1項又は第2項に係る事務・権限の移譲を受けた市の都市計画法担当部局は、同法に基づく開発許可の手続において、盛土規制法の許可対象への該当有無及び盛土規制法に基づく技術的基準への適合有無の審査を行う必要がある。

今回、実地調査の対象とした15市（指定都市・中核市を除く。）について、盛土規制法及び都市計画法に係る事務・権限の移譲状況を確認したところ、このうち、i) 9市については、都道府県から、盛土規制法に基づく許可・届出に係る事務・権限が移譲されていないものの、都市計画法に基づく開発許可に係る事務・権限は移譲されている、ii) 3市については、都市計画法及び盛土規制法に基づく許可・届出の事務・権限の両方が移譲されている、iii) 3市については、都市計画法及び盛土規制法に基づく許可・届出の事務・権限の両方が移譲されていない状況がみられた。

また、上記9市のうち8市<sup>56</sup>においては、都市計画法に基づく開発許可を行うに当たり、都道府県との役割分担の下、盛土規制法の許可対象への該当有無のほか、盛土規制法に基づく技術的基準への適合有無の審査を行うことが求められていた。当該8市に対し、これら審査業務を担うに当たって、苦慮している点がないか聴取したところ、このうち2市においては、県から十分な技術的支援が得られておらず事務負担が

<sup>53</sup> 許可権者は、都道府県等とされている。

<sup>54</sup> 開発行為をする土地の区域をいう。

<sup>55</sup> 特定盛土等規制区域においては、許可対象規模の開発行為に関する工事に限る。

<sup>56</sup> 地方公共団体によっては、条例により、都市計画法に基づく開発許可と盛土規制法に基づく許可における技術的基準を同水準に統一している場合もある。

大きいとして、盛土規制法に基づく技術的基準への適合有無に係る審査に苦慮している、又は今後の対応に向けて不安を抱えているとする状況がみられた（事例2-(1)-②）。

**事例2-(1)-② 「みなし許可」への該当有無の審査に苦慮している例**

No.	事例の概要
1	<p>市において、盛土規制法の許可対象への該当有無及び盛土規制法に基づく技術的基準への適合有無の判断を行い、その審査結果を県に共有することとしている。盛土規制法の許可対象への該当有無の判断自体に難しさは感じていないが、技術的基準への適合有無の審査については、県から簡易的なチェックポイントとして、盛土規制法と都市計画法が求める技術的基準の根拠条文の比較表が示されているのみであり、審査を行うに当たり、情報提供が不足していると感じている。</p> <p>県においては、盛土規制法の運用開始に当たり、一度、市町村連絡会議が開催されたのみである。盛土規制法に基づく許可権限を有していない市の立場では、技術的な観点から不安もあるが、研修等を受講する機会もなく、習熟度が足りていないため、大きな事務負担になっている。（市）</p>
2	<p>令和7年4月から、都市計画法の開発許可事務の権限が市に移譲されることになった一方、同年5月から運用開始された盛土規制法の執行権限は県が有することになったところ、県との役割分担として、盛土規制法の許可対象に該当する場合は、市町村において、盛土規制法の技術的基準への適合有無について審査を行うこととなっており、慣れない業務に苦慮している。</p> <p>県からは、説明会の開催や許可事務等マニュアルの提供など一定の支援を受けているものの、それだけでは審査事務に不安を感じることから、許可審査に関する研修の開催や審査に使用できるチェックリストの提供など、より手厚い支援を行ってほしい。（市）</p>

（注）当省の調査結果による。

一方、都道府県の中には、都市計画法に基づく開発許可の事務を移譲している市町村に対し「盛土規制法に基づく審査事務マニュアル」を示すとともに、当該市町村で構成される協議会を通じて必要な支援を行うことにより、市町村が負担なく取り組んでいる状況のほか、盛土規制法に基づく許可・届出の事務・権限も移譲している市町村に対しては、ワーキンググループを通じて制度理解の増進を図るなど、市町村における審査能力の向上に努めている状況がみられた（事例2-(1)-③）。

**事例2-(1)-③ 市町村に対し、審査事務に必要な知見を習得するための機会を提供している例**

No.	事例の概要
1	<p>盛土規制法と都市計画法では、技術的基準に差異が生じることから、県では、事務権限の移譲等により、都市計画法に基づく開発許可を行う市町村に対し、県が策定している「盛土規制法に係る審査事務マニュアル」を示すとともに、必要に応じ、当該市町村で構成される協議会を通じ、技術的な助言を行うなど必要な支援を行っている。</p>

	<p>市町村としては、「みなし許可」に該当する事案は、都市計画法に基づく一般的な開発許可より審査項目が多く、また、運用開始当初は、県が策定しているマニュアルを理解する必要はあったものの、これまでのところ、特に負担を感じることなく対応できている。(県・市)</p>
2	<p>盛土規制法の運用開始に伴い、県から、盛土規制法に係る許可・届出の事務権限が移譲されているが、旧宅地造成等規制法に基づく審査事務の知見の蓄積があるほか、盛土規制法の運用開始前から、県主催のワーキンググループに参加してきたことから、制度理解は進んでおり、問題なく事務手続を行うことができている。(県・市)</p>

(注) 当省の調査結果による。

## ウ 今後に向けた取組について

### 【まとめ】

#### (ア) 「ア 許可申請に対する対応状況」について

盛土規制法の運用開始による規制区域の大幅な拡大等に伴い、都道府県等において、許可・届出手続に係る事務が大幅に増加している中で、今回、調査を実施した地方公共団体からは、許可手続に係る多大な提出書類の確認や、都道府県等の間で運用方法が異なることによる負担についての意見があり、一部の地方公共団体においては、手続に要する期間の長期化につながっている状況もみられた。また、その改善方策として、他の都道府県等における運用状況や効率的な運用に資する情報の共有を求める意見・要望があった。

今後、全国的に、許可・届出手続に係る運用方法等の蓄積が見込まれる中で、国は、都道府県等における許可手続に係る事務の負担軽減や手続の効率化を推進するため、例えば、都道府県等から申請者に求める提出書類の内容など、都道府県等における多様な運用事例を収集し、都道府県等の間で共有することが有効であると考えられる。

#### (イ) 「イ 「みなし許可」事案への対応状況」について

多くの市町村において、都道府県から、都市計画法に基づく開発許可に係る事務・権限が移譲されている状況がみられるが、盛土規制法の施行後においては、都市計画法に基づく開発許可に係る事務手続の中で、盛土規制法の許可対象への該当有無や、盛土規制法に基づく技術的基準への適合有無の審査を行うこととされたことから、盛土規制法の実施主体ではない市町村<sup>57</sup>においても、盛土規制法に関する一定の知見が必要とされることとなった。

今回、調査を実施した市町村のうち、都道府県から都市計画法に基づく開発許可に係る事務・権限が移譲されている市町村の中には、都道府県から、盛土規制法に関する十分な技術的支援が得られておらず事務負担が大きいとして、盛土規制法に基づく技術的基準への適合有無に係る審査に苦慮している、又は今後の対応に向けて不安を抱えている状況がみられた。これら市町村において、円滑に「みなし許可」に係る事務が遂行されるためには、当該事務を移譲する都道府県から、審査事務に必要な盛土規制法に関する知見を習得する機会の提供など、一定の支援を行うことが求められる。

### 【所見】

国土交通省及び農林水産省は、盛土規制法に基づく許可手続の円滑な実施を推進するため、都道府県等に対し、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 許可手続を効率的に進める観点から、都道府県等から申請者に求める提出書類の内容など、都道府県等における多様な取組事例を収集し、共有すること。

<sup>57</sup> 都道府県から、盛土規制法に基づく許可・届出の事務・権限が移譲されている市町村は除く。

- ② 都道府県に対し、都市計画法に基づく開発許可の事務・権限を有する市町村における審査事務の円滑な遂行に向けて、審査事務に必要な盛土規制法に関する知見の習得を目的とした支援を行うよう促すこと。

## (2) 届出工事への対応状況

### 【制度の概要】

特定盛土等規制区域内において、一定規模以下の盛土等工事を行う工事主は、当該工事に着手する日の30日前までに、都道府県等に対し、盛土規制法に基づく届出が必要とされている（第27条第1項）（資料2-(1)-①）。

また、盛土規制法に基づく規制区域を指定する際、当該規制区域内において、既に行われている盛土等<sup>58</sup>工事の工事主についても、その指定があった日から21日以内に、都道府県等に対し、届出が必要とされている（第21条第1項及び第40条第1項）。

届出工事について、法令上、都道府県等に対し、工事中又は工事完了後の確認を行うことは求められていない<sup>59</sup>が、不法・危険盛土等ガイドラインでは、許可・届出がなされた盛土等についても、定期的なパトロールにより、許可・届出に反する行為が行われていないか監視することが重要であるとされている。

また、技術的助言においても、許可制度を適切に運用するため、盛土規制法に基づく規制区域の指定時に行われている盛土等工事の計画を的確に把握し、その安全性を確保することは重要であるとされている。

### 【調査結果】

実地調査の対象とした34都道府県等（14県20市）のうち、調査時点で盛土規制法の運用を開始している33都道府県等（13県20市）のほか、当該都道府県等から盛土規制法に基づく許可・届出に関する事務の権限が移譲されている3市の計36地方公共団体（13県23市）について、届出の受理後、届出内容に反する行為が行われていないかの確認（以下「事後確認」という。）の実施状況を確認したところ、9地方公共団体（6県3市）において、届出があった施工場所をパトロールにより確認するなどして、施工状況を把握・確認することとしている状況<sup>60</sup>がみられた。また、このうち4地方公共団体（3県1市）においては、届出受理後の施工状況を把握・確認した結果、危険な状況となっている、又は届出内容と現況に差異が生じていることが判明し、早急な是正や是正に向けた対応を行っている状況がみられた（事例2-(2)-①）。

<sup>58</sup> 盛土規制法第12条第1項の許可を要する規模の盛土等

<sup>59</sup> 一方、許可工事においては、盛土規制法に基づく規制区域内において、盛土等工事の許可（盛土規制法第12条第1項の許可を受けた工事の場合、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第23条で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、①3月ごとに、工事の実施状況、工事が施工される土地の所在地等を都道府県知事に報告（以下「定期報告」という。）しなければならない、②盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程に係る工事を終えたときは、その都度、4日以内に都道府県知事の検査（以下「中間検査」という。）を申請しなければならない、③当該許可に係る工事を完了したときは、公示が完了してから4日以内に、その工事が盛土規制法第13条第1項の規定（技術的基準）に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査（以下「完了検査」という。）を申請しなければならないとされている。

<sup>60</sup> 都市計画法第36条に基づき実施する工事完了の検査など、他法令において、事後的に確認することとされている場合は除く。

事例 2-(2)-① 届出受理後の施工状況を確認し、届出内容との差異を確認した例

No.	事例の概要
1	<p>不法・危険盛土等や既存盛土等を対象にパトロールを実施していたところ、盛土規制法に基づく届出済みの盛土について、排水設備及びのり面保護工が未施工で、土砂が流出するおそれのある危険な状態で発見された。当該盛土は、近隣で使用する土砂の一時保管場所として利用され、特段の措置をせずに土砂の堆積が行われており、土砂が流出した場合の流出先には、家屋・倉庫が存在している状況にあったことから、市と連携し、盛土行為者に対し、応急対策として盛土をブルーシートで保護するほか、排水設備を設置するように口頭指導を行ったが、是正されないことから、応急対策の実施について勧告を行った。（県）</p>
2	<p>県の出先事務所において、定期的にはパトロールを実施することとしているが、不法・危険盛土等の発見だけでなく、許可・届出済みの盛土等についても、随時パトロール対象として追加し、異変があれば出先事務所に対応することとしている。出先事務所に対応に苦慮する場合は、適宜本庁と相談しながら対応することとしている。</p> <p>その結果、パトロールにおいて、届出内容で把握している盛土の規模より拡大している状況が確認されたことから、工事主に対して、改めて許可申請をするよう指導し、適切な安全確保につなげることができた。（県）</p>
3	<p>届出内容を確認していたところ、届出内容と現況に差異が生じている事案を確認したため、その時点で盛土規制法に基づく届出が行われていた全 225 か所について、関係法令担当部局と連携<sup>61</sup>し、届出内容と現況（面積・高さ等）の整合状況を確認した結果、7か所の盛土において差異が生じていたことが判明したことから、当該届出者に対し、届出内容の修正を依頼している。</p> <p>なお、工事関係者からの問合せ対応をしていると、「届出をしておけば問題ない」と、届出行為自体に重きがおかれているため、届出内容と工事内容の整合性や、盛土等の安全対策に対する認識が甘くなっているのではないかと感じている。（県）</p>
4	<p>他部局から、届出範囲を超えて工事が進んでいる可能性がある盛土に関する情報提供があり、現地確認を行ったところ、届出内容を超える範囲で施工されていることを確認したため、盛土行為者に対し、安全のために工事を一時中断するよう指導した上で、改めて盛土規制法の許可申請を行うよう促し、その後、適切に許可申請が行われた。（市）</p>

（注）当省の調査結果による。

一方、届出工事について、安全性を確認するために、事後確認の必要性は認識しているものの、どこまで詳細に確認すべきか分からないなどとして、実施の検討にとどまっている状況がみられた（事例 2-(2)-②）。

<sup>61</sup> 当該県においては、本庁関係法令担当部局（3部4課）及び関係地域機関との間で「盛土対策チーム」を設置し、盛土規制法事務を担当する職員（約170人）全てに「盛土対策チーム」としての兼務を掛けており、事案に応じて、臨機応変に対応することが可能となっている。

事例 2-(2)-② 届出工事の事後確認について、実施の検討にとどまっている主な例

No.	事例の概要
1	市の既存盛土等調査において経過観察の対象にならなかったものに対して、施工状況を確認する必要性は感じているものの、届出工事は、提出される書類が限られるため、届出内容と現況に相違がないかをどこまで詳細に確認すべきかどうか分からず、具体的な実施方法について想定できていない。(市)
2	届出工事のうち、3割程度は、都市計画法に基づく開発許可を行っているため、同法の完了検査で事後確認が可能であるが、残りの7割程度は、事後確認が担保されていないため、盛土規制法担当部局において、届出の情報では詳細に確認できない場合も考えられることから、施工状況を確認しておく必要性は感じている。 しかしながら、県内全域を規制区域として指定しているため、範囲が広く、手数料の発生しない多数の届出工事を全て確認することは難しいと感じており、具体的な実施方法について検討しているところである。(県)
3	許可工事と異なり、届出工事は、施工中又は施行後の確認を求められていないことや、届出件数が多く、体制上、全ての対象盛土を確認することは困難であることから、実施は難しいのではないかと考えている。(県)

(注) 当省の調査結果による。

この点、届出工事の事後確認を行っている9地方公共団体(6県3市)の中には、全ての届出工事の確認は困難であるが、事後確認が必要と考える工事を重点的に確認している、又は法令で定められた届出書類のみでは、工事内容の正確な把握が難しいことから、盛土行為者に対し、任意で追加書類の提出を求めているなど、独自の運用を行っている状況もみられた(事例2-(2)-③)。

事例 2-(2)-③ 届出工事の事後確認について、独自の運用を行っている例

No.	事例の概要
1	届出工事のうち、事業者が細かいところまで確認できていないおそれがある大規模な工事や、山中など人目に触れない工事、経験則から将来的に危険盛土等になり得る工事について、月1回、重点的にパトロールを行い、確認することとしている。その際、市盛土等条例に基づく許可を受けている工事が多いことから、盛土等条例担当部局から許可情報の共有を受けている。(市)
2	届出を受理した後、届出内容以上に盛土を行うケースがあり得ることから、定期的にパトロールを行うことが効果的と考え、定期的に届出工事に係る現況確認を行うこととしている。 その際、法令で定められた届出書類のみでは工事内容を把握することが難しい場合もあることから、任意で、図面、平面・断面図を追加で提出してもらっている。(県)

(注) 当省の調査結果による。

## 【まとめ】

今回、調査を実施した地方公共団体の中には、届出受理後の施工状況について確認を行った結果、届出内容と現況が異なる状況が複数確認され、中には危険な状態の盛土が発見された例がみられた一方で、その必要性は認識しているものの、どこまで詳細に確認すべきか分からない、又は届出件数が多く体制上困難であるなど、実施の検討にとどまっている例もみられた。

許可工事については、盛土規制法に基づき、一定規模以上の盛土等工事について、定期報告、中間検査及び完了検査の実施により、施工状況を確認することとされているが、届出工事については、これら確認を求められていない。他方で、調査結果を踏まえると、パトロールや関係法令担当部局との連携・情報共有等の方法により、届出受理後の施工状況を積極的に把握・確認していくことは有効であると考えられる。

また、届出工事は、許可工事と異なり、提出される書類が限られる中で、届出工事の事後確認が必要と考える工事を重点的に確認している、又は届出工事の内容を正確に把握する観点から、盛土行為者に対し、任意で追加書類の提出を求めているなど、現場の実態を踏まえ、独自の運用により取り組んでいる例もみられたことから、都道府県等における多様な取組事例の収集・共有が有効であると考えられ、特に、取組実施による効果や実績等も含め、より具体的な取組事例が参考になるものと考えられる。

## 【所見】

国土交通省及び農林水産省は、盛土規制法に基づく届出に係る盛土等工事の安全性を確保する観点から、届出受理後の確認方法など、都道府県等における多様な取組事例を収集し、当該取組による効果・実績等も含めて共有すること。